

社 労 連 第 609 号
令和元年 9 月 12 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実
(公 印 省 略)

第 2 回社労士社会政策研究会の開催について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当連合会では、「社労士社会政策研究会」を、昨年引き続き今年も開催する運びとなりました。

本研究会は、「労働法制・労務管理」「年金・社会保障」及びこれに関連する研究発表の場の継続的な提供、研究成果の普及・発信を行い、企業の健全な発達や労働者等の福祉の向上に寄与するとともに、社労士の地位向上に貢献することを目的としており、全会員を対象としております。

つきましては、全国より多くの会員の皆様にご参加いただきたく、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本研究会の開催について、貴会会員の皆様に情報をご提供いただきますようお願い申し上げます。

なお、本研究会のプログラムや申込方法等の詳細につきましては、『月刊社労士』8・9月号において、ご案内しておりますことを申し添えます。

謹白

(担当：社会保険労務士総合研究機構)

第2回 社労士社会政策研究会

開催のご案内

当連合会では、昨年開催し、多くの方にご参加いただきました「社労士社会政策研究会」を、今年も開催する運びとなりました。

本研究会は、「労働法制・労務管理」「年金・社会保障」及びこれに関連する研究発表の場の継続的な提供、研究成果の普及・発信を行い、企業の健全な発達や労働者等の福祉の向上に寄与するとともに、社労士の地位向上に貢献することを目的としています。

前述の通り、本研究会は、社労士であればどなたでも参加が可能ですので、ぜひご参加いただきますようご案内申し上げます。

開催要項

1 主催 全国社会保険労務士会連合会

2 参加対象者 全会員

3 日程 令和元年12月4日(水) 13:00~19:30
第1部(基調講演・研究成果発表) 13:00~16:10
第2部(分科会) 16:25~17:45
第3部(意見交換会<懇親会>) 18:00~19:30

4 会場 (1) 第1部・第2部
TKPガーデンシティ御茶ノ水
東京都千代田区神田駿河台3丁目11-1
三井住友海上駿河台新館内

(2) 第3部
明治大学紫紺館
東京都千代田区神田小川町3-22-14

5 参加費 第1部・第2部 無料
第3部 5,000円
※第3部のみの参加は出来ません。

6 定員 110名(先着順)

7 申込方法等

連合会ホームページ（会員専用ページ）の申込ページへアクセスし、申込フォームより必要事項を入力の上、送信ボタンを押してください。入力いただいたEメールアドレス宛に、受付完了メールを送信いたします。

なお、分科会については、①か②か③いずれかを選択いただきます。（「9 プログラム」参照）

8 申込方法等

令和元年10月1日(火) 10:00 ~ 10月31日(木) 17:00

※申込数が定員に達した場合、申込期間内であっても受付を終了します。

9 プログラム

時 間	内 容
12:30~	【開 場】
13:00~13:10	【開会挨拶】 全国社会保険労務士会連合会 会長 大野実
13:10~14:10	【第1部】 (1) 基調講演 登壇者：(独) 労働政策研究・研修機構 調査部 主任調査員 山崎憲 テーマ：「AI、IoT、RPAで働き方はどう変わる？」
①14:15~15:05	(2) 研究成果発表 ①介護ビジネス化の人事管理 発表者：大西綾子（東京会）
②15:10~16:00	②グローバル企業における個人データ等に対する活用と保護のあり方 発表者：白石斉（神奈川会）
16:00~16:10	(3) 研究助成制度に関する説明 社会保険労務士総合研究機構 所長 村田毅之
16:10~16:25	【第2部の会場へ移動】
16:25~17:45	【第2部】 分科会 ①「あっせん委員と労働審判員の実状と社労士の展望（経験談に基づく考察）」 報告者：柳松和宏（北海道会） 進 行：西林寛昌（北海道会） コメンテーター：宮田雅史（愛知会） <報告要旨> 個別的労使紛争の増加・多発する傾向は、しばらく続くものと考えられます。

それは、紛争解決手段としてのADR機関が徐々に認知されてきたことにもよると思われる。

そのADR機関として労働局紛争調整委員会あっせん委員及び労働審判員の両方を経験している社労士の立場から、日々の業務を通じて、あっせんと労働審判の実態（社労士の目から見た双方の特徴）を報告し、特定社労士が実務として「あっせん代理」に積極的に関わっていくために、どのようなことが必要か、どのようなことを心掛けなければならないかについて考察する。

加えて、現在、弁護士の独占業務になっている「労働審判代理権」につき、社労士が司法参入するためには何が必要なのかを探るとともに、労働法制の専門家として社労士が「あっせん委員（紛争調整委員会委員）」及び「労働審判員」として、積極的に登用されるために、組織として連合会が取り組むべき課題について考察する。

② 「同一労働同一賃金を目指した中小企業の賃金制度設計 ～ガソリンスタンド会社の一事例から～」

報告者：近藤泰祐（東京会）

進 行：飯野正明（東京会）

コメンテーター：遠藤公嗣（明治大学大学院経営学研究科教授）

<報告要旨>

「同一労働同一賃金」が注目される中、中小企業において「同一労働同一賃金」による賃金制度の設計は可能なのであろうか。賃金制度を導入するには経営者側の強い目的・動機がなければ進行しない。果たして「同一労働同一賃金」が中小企業経営者の強い目的・動機となるのであろうか。

（大企業と比較した）中小企業の賃金事情、非正規労働者の雇用慣行等から検討し、「同一労働同一賃金」を目指した賃金制度設計の一事例を紹介したい。都内にガソリンスタンドを4店舗経営する中小企業J社は、職務分析、職務評価を行い、非正規労働者を中心とした賃金制度を設計した。この一事例から、非正規労働者を多く雇用する中小企業が、賃金制度を導入する上での目的・動機、制度設計の可能性を考察する。

そして、社労士として中小企業における「同一労働同一賃金」とどのように向き合っていくのか、問題提起を行いたい。

③ 外国人労働者の受け入れと社会保険の適用問題

報告者：小林幸雄（東京会）、大野正美（東京会）

進 行：深澤理香（東京会）

<報告要旨>

新たな在留資格「特定技能」を新設する改正出入国管理法が2019年4月1日に施行された。そこで、当分科会では、外国人労働者の受け入れと社会保険の適用について、「社労士の視点から」および「経営者の視点から」それぞれ問題を提起し、考察する。

（社労士の視点から）

初めて日本に滞在する外国人労働者は、日本の社会保険制度に関して知識が

17:45~18:00	乏しく、社会保険制度の意義はもちろん加入のメリットを見いだせないため、加入に消極的なケースが多い。そこで、顧問先が導入している施策を紹介する。これら施策が必要となった理由を検討することで、現在の社会保険制度の適用に当たり問題点を議論したい。 (経営者の視点から) 今後、外国人雇用の問題、社会保険加入の問題が増えてくると思われる。経営者(会社側)からの視点で、特に社会保険に関して、例えば、社会保険加入のときの問題(健康保険の扶養者の判断等)や、未加入による企業のリスクなどの問題について、検討したい。 【第3部の会場(明治大学紫紺館)へ移動】
18:00~19:30	【第3部】 意見交換会(懇親会)

【問い合わせ先】

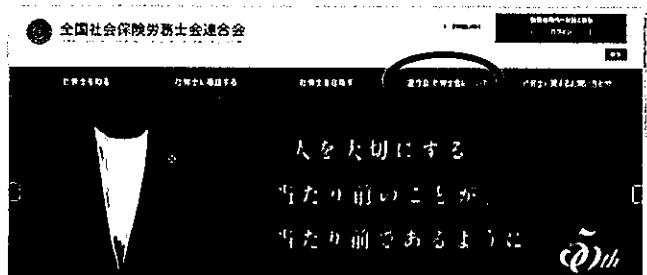
全国社会保険労務士会連合会 社会保険労務士総合研究機構
TEL03-6225-4870

※全国の提携大学院

連合会：明治大学大学院、中部地域協議会：名城大学大学院、近畿地域協議会：関西大学大学院、
北海道会：札幌大学大学院(廃止)・北海学園大学大学院、青森会：青森中央学院大学大学院・弘前大学大学院、
香川会：香川大学大学院、福岡会：九州大学大学院、鹿児島会：鹿児島大学大学院

【参考】社労士総研では、連合会ホームページ内に各年度の研究プロジェクトや『月刊社労士』に掲載した過去の記事を掲載しています。

①連合会トップページ→②連合会・社労士会について



(URL)

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/organization/tabid/279/Default.aspx>



▼③社会保険労務士総合研究機構

社会保険労務士総合研究機構
(社労士総研)

社会保険労務士総合研究機構(社労士総研)とは

社労士総研は、人事・労務管理や社会保険労務士等に特化したシンクタンクです。専門シンクタンクとしての信頼を高め、社労士会等、社会保険労務士に関する社会的課題、業務について総合的な調査・研究、政策の提言を行い、社会の健全な発展や労働者福祉の向上に貢献することを目的としています。

専門的知識・調査・研究

政策提言

社会保険労務士会等への調査・研究

社会保険労務士会等への調査・研究

政策提言

社会保険労務士会等への調査・研究

社会保険労務士会等への調査・研究